

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 本 発 5 第 5 号

令和 5 年 9 月 12 日

経済産業大臣 西 村 康 稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山 岸 桃 子

平成26年改正法附則第16条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	実施期日：令和 5 年 10 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容および実施期間

1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和 5 年 5 月 19 日認可。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、令和 5 年 10 月の検針日から令和 6 年 1 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整

額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）（1）ニ，供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ニ，供給約款16（従量電灯）（3）ホ，供給約款17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル 当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り, かつ,
129,200円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は, 129,200円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(㍑) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は, その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は, b の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年6月1日から令和5年8月31日までの期間	令和5年10月の検針日から令和5年11月の検針日の前日までの期間
令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間	令和5年11月の検針日から令和5年12月の検針日の前日までの期間
令和5年8月1日から令和5年10月31日までの期間	令和5年12月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 本則2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l}
 \text{燃 料 費} \\
 \text{調整単価}
 \end{array}
 = \begin{array}{l}
 \text{基準燃料費調整単価} \\
 \text{調整単価}
 \end{array}
 + \begin{array}{l}
 \text{(ホ)に定める特別措置の} \\
 \text{燃 料 費 調 整 単 価}
 \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\begin{array}{l}
 \text{燃 料 費} \\
 \text{調整単価}
 \end{array}
 = \begin{array}{l}
 \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \\
 \text{調整単価}
 \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l}
 \text{燃 料 費} \\
 \text{調整単価}
 \end{array}
 = \begin{array}{l}
 \text{(ホ)に定める特別措置の} \\
 \text{燃 料 費 調 整 単 価}
 \end{array}
 - \begin{array}{l}
 \text{基準燃料費調整単価} \\
 \text{調整単価}
 \end{array}$$

- (二) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃 料 費 調 整 単 価} = \text{基 準 燃 料 費 調 整 単 価} - \frac{\text{(ホ)に定める特別措置の 燃 料 費 調 整 単 価}}{\text{燃 料 費 調 整 単 価}}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの1 灯につき	13円59銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	27円19銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	54円38銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	81円56銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	135円94銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまで ごとに	135円94銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	40円60銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの1 機器につき	81円21銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	81円21銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）
によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1 円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2 円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2 円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭

(c) 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	11円52銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	5 円76銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	11円51銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	23円03銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	34円54銭
契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	11円51銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット 時 に つ き	3 円50銭
-----------------	--------

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71 銭 0 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 41 銭 8 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 83 銭 7 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 25 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 9 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 9 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 11 銭 9 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 23 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 23 銭 7 厘

ロ 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	11 銭 4 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

ハ 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1 日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18銭3厘
-------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第 1 号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第 2 号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、また、令和5年10月分までの措置としていた電気料金に対する支援を継続するよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

経済情勢を踏まえた政府の経済対策等への協力、家計や価格転嫁の困難な企業の負担の軽減といった観点を総合的に勘案し、特定小売供給約款に基づき算定される令和5年11月分から令和6年1月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以上

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第 2 号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		(a)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	(※2)
			(b)	(a)*(b)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	3.884	13 円 59 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	7.768	27 円 19 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	15.536	54 円 38 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	23.304	81 円 56 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	38.840	135 円 94 銭
		100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	38.840	135 円 94 銭
	小型 機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	11.601	40 円 60 銭
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23.202	81 円 21 銭
		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペア までごとに	23.202	81 円 21 銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	(※2)
		(b)	(a)*(b)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.313	1 円 10 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.626	2 円 19 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.626	2 円 19 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	21 円 91 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	6.260	21 円 91 銭
臨時電力	契約電力 1 キロワット 1 日につき	6.579	23 円 03 銭
	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	—	(※3) 11 円 52 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1.645	5 円 76 銭
	契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	3.289	11 円 51 銭
	契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	6.579	23 円 03 銭
	契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	9.868	34 円 54 銭
	契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	3.289	11 円 51 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。